

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

中央図書館内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	中央図書館エレベーター内壁面広告
施 設 概 要	中央図書館に設置しているエレベーター 2 基内の壁面 屋外広告物には該当しません。
所在地（場所）	横浜市中心図書館（横浜市西区老松町 1）
利用者数・利用者層	令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度の入館者数はそれぞれで約 82 万人、83 万人、64 万人となっており、世代問わず多くの市民の方が利用しています。
広告設置場所	中央図書館エレベーター内壁面 2 基分（側面スペース）
広告掲出期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格（年額、2 枠）
エレベーター内壁面	420mm×594mm （A 2 サイズ）	2 枠 （2 基×1 枠）	公表しません

※ 全枠一括申込みのみ可能です。

■広告掲出にあたっての留意点

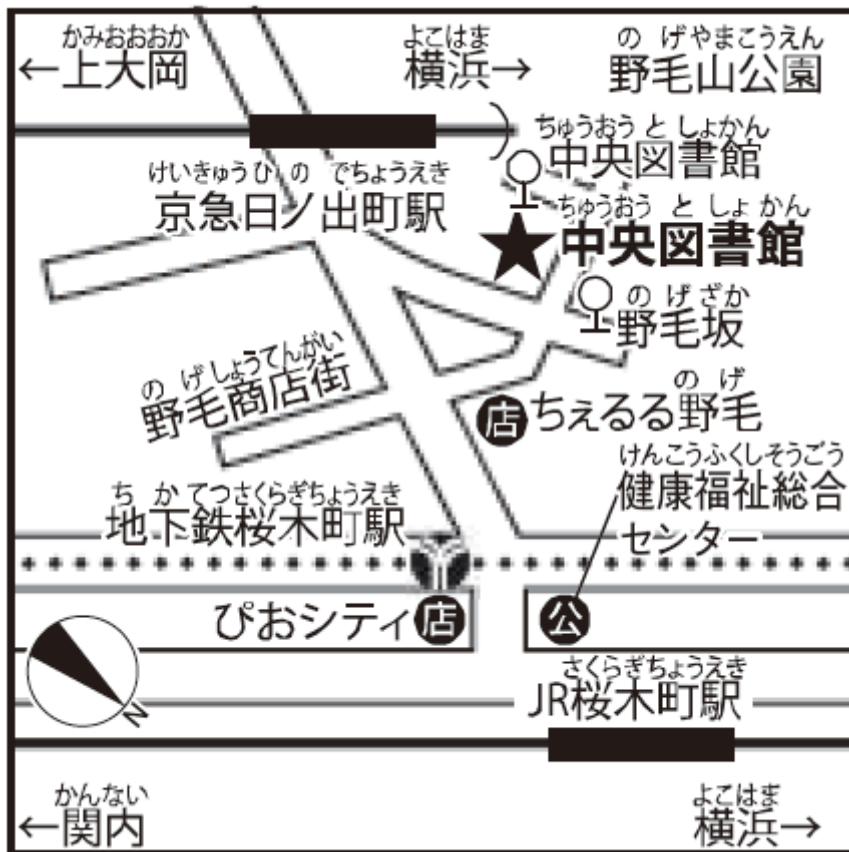
広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象が横浜市職員限定の広告 ・特定の図書に関する広告
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 7 年 4 月 1 日（火）からの掲出については、令和 7 年 3 月 19 日（水）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。広告内容の入れ替えがある場合は、掲出開始の 10 営業日前までに広告原稿を提出し、内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査の上修正が必要になった場合、掲出開始の 3 営業日前までに審査が完了した広告原稿を提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告の掲出及び撤去作業は、横浜市で行います。横浜市で用意したマグネットに壁に張り付くフレームに入れて掲出します。審査が完了次第、郵送または直接ご提出ください。郵送の場合、送料は広告掲出事業者負担になります。 ○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。なお、容易に棄損等しないよう、ラミネート加工を必須とします。

財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額 480 円（税抜き 2 枠分））をお支払いいただく必要があります。
そ の 他	○広告掲出前に、目的外使用許可申請及び使用料の納付を行ってください。 ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○点検作業や電力不足など行政運営上やむを得ない事情により、エレベーターの稼働時間や台数を変更することがありますので、ご了承ください。 ○広告掲出期間内に図書館内の工事を実施する可能性があります。工事を実施の場合、一定期間全面休館または部分休館する可能性があります。連続する 15 日を超えてエレベーターが使用できない場合、返金対応（納入済みの場合）または広告料（納入前の場合）を変更させていただきます。 ○エレベーターは地下 1 階から 5 階まで稼働しますが、1 台は 1 階から 5 階までの稼働になります。（2 階は吹き抜けのため 2 台とも停止しません）

■申込み

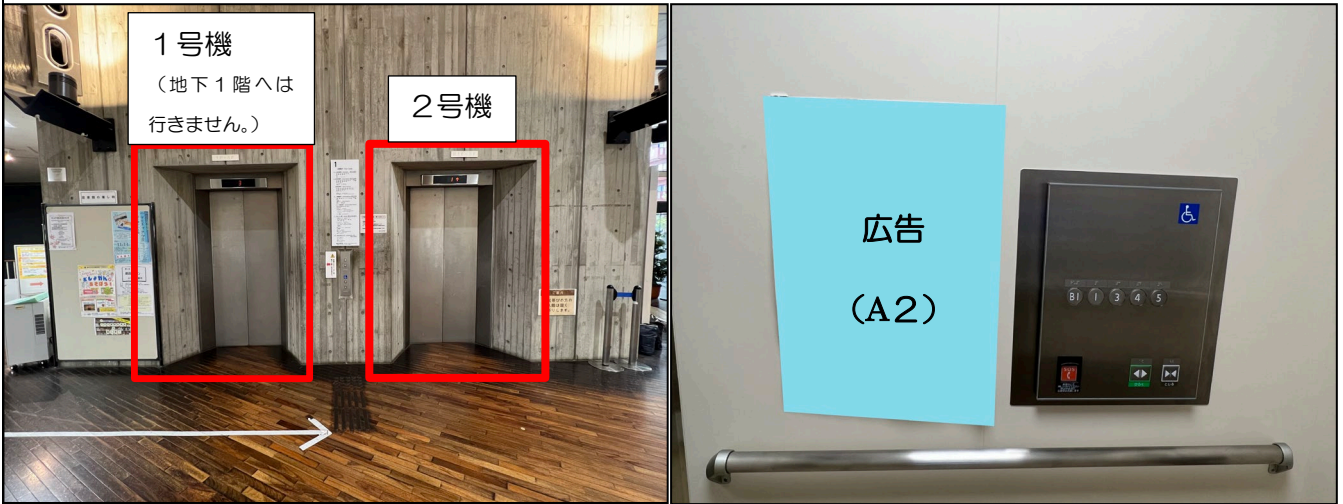
申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を持参、電子メール又は F A X 等でご提出ください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和 7 年 2 月 10 日（月）
申 込 期 間	令和 7 年 2 月 10 日（月）～令和 7 年 3 月 3 日（月）15 時
申 込 先	（担当課名）横浜市教育委員会事務局企画運営課 （所在地）〒220-0032 横浜市西区老松町 1 （TEL/FAX）TEL 045-262-7334 / FAX 045-262-0052 （E メール） ky-libkoukoku@city.yokohama.lg.jp

■地図

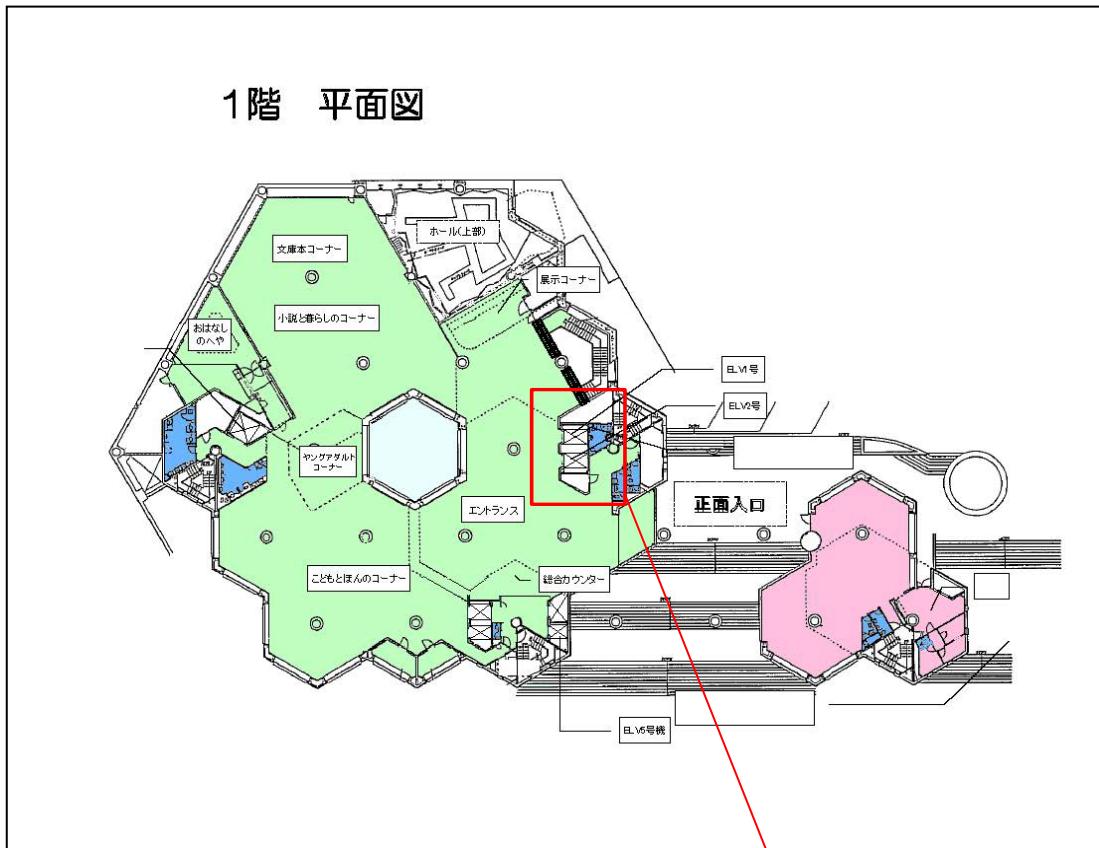


■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

広告掲出場所：エレベーター入って左側の壁面（エレベーターパネルの横：2台とも同じ場所）



図書館1階平面図



広告掲出場所（エレベーター）

広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	中央図書館エレベーター内壁面広告		
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」、 「サイト問い合わせフォーム」） ●収集規模（「例：「アンケート配布数 ○部」、 「ホームページ上の申込フォーム」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名

中央図書館エレベーター内壁面広告（2枠分）

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。